

国民健康保険・介護保険・国民年金

国民健康保険

国民健康保険(国保)は、病気やけがをしたとき経済的に心配なく医療が受けられるよう、日頃から保険料を出し合ってみんなで助け合う制度です。

職場の保険(社会保険)に加入している人、生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度に加入している人以外は、全て国保に加入しなければなりません。

👉 こんなときには届け出を

次のような場合、異動があった日から14日以内に保険年金課へ届け出てください。加入手続きが遅れると、さかのぼって保険料が掛かる一方、届け出が遅れた間に支払った医療費は原則全額自己負担となります。

届け出に必要なものは事前にお問い合わせください。

- 国保に加入する場合
- 国保を脱退する場合
- その他 住所・氏名などが変わったとき

◆ 国民健康保険料

🔍 保険年金課 賦課・資格グループ ☎870-0521

加入者の皆さんで出し合ったお金(保険料)と国・府などの負担金で医療給付費(自己負担以外の医療費)が賄われています。

国民健康保険事業を運営していく上で、国民健康保険料は大切な財源です。

納付方法

保険料納入通知書は、各世帯の世帯主宛てに通知しています。保険料は、6月から翌年3月までの10回納期です。

保険料納付には、次の方法があります。

- 市指定金融機関または収納代理金融機関へ直接納付
- 口座振替による振替納付
- コンビニエンスストアによる納付
- スマホ決済

👉 途中加入・脱退

年度の途中で国保に加入・脱退したときは月割で計算されます。

👉 納付が困難な人

災害に遭ったり、失業や病気などの事情で、どうしても納付が困難な人は、お早めに国保の窓口でご相談ください。保険料の減免などの制度もあります。

◆ 交通事故に遭ったら

🔍 保険年金課 給付・庶務グループ ☎870-4012

👉 届け出を

交通事故による負傷を国保を使って治療する場合は、保険年金課に届け出てください。印鑑・事故証明書が必要です。既に国保を使用して治療されている場合は、その旨をご連絡ください。

👉 医療費は加害者が負担

国保に加入している人が交通事故に遭った場合、その医療費は全額加害者が支払うのが原則です。したがって、保険診療した場合は、加害者が負担すべき医療費を、国保が一時立て替え、後で国保がその医療費を被害者に代わって加害者に請求します。

◆ 医療費の自己負担が高額の時

入院や手術等によって医療費の自己負担が高額になる場合は、申請により「限度額適用認定証」を交付しています。認定証を提示することにより、病院などでの支払いをあらかじめ自己負担限度額までとすることができます。限度額は所得区分や年齢によって異なります。認定証が必要な人は交付申請をしてください。

👉 マイナンバーカードがあれば限度額適用認定証の提示は不要

マイナンバーカードをお持ちの場合、事前の手続きなく、マイナンバーカードを認定証として利用できます。認定証としての利用には、マイナンバーカードの保険証利用登録が必要です。

介護保険

🔍 高齢介護室 介護保険グループ ☎870-0475

介護保険は、寝たきりや認知症などの介護を必要とする状態になった場合に介護サービスを受けられるよう、日頃から保険料を出し合って、みんなで助け合う制度です。

この制度に加入する被保険者は、40歳以上の人全員が対象となります。

また、その中でも、65歳以上の人第1号被保険者、40歳以上64歳以下の医療保険加入者が第2号被保険者となり、保険料の支払い方法やサービス利用などで次のような違いがあります。

	保険給付の対象者	保険料	保険料の支払い方法
第1号被保険者	● 寝たきりや認知症などで入浴、排泄、食事などの日常生活の生活動作について常に介護が必要になった人(要介護者) ● 家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人(要支援者)	所得に応じて段階を設定	● 年金額が一定以上の人は年金から天引き ● それ以外の人は、納付書で個別に支払い
第2号被保険者	● 初老期認知症、脳血管疾患など老化に伴う病気(特定疾病)によって介護などが必要となった人	加入している医療保険料の算定方法に基づいて設定	● 医療保険料と一体的に支払い

👉 利用できるサービス

在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスがあり、介護の必要度に応じて下の表のとおり実施されます。

サービスを利用する前に、介護の必要度を決定する要支援・要介護認定を受けていただき、利用する際には、費用の1割(一定以上所得者は2割または3割)の利用者負担があります。

なお、施設入所は利用料のほかに居住費や食費・日常生活費が掛かります。

	在宅サービス	施設サービス	地域密着型サービス
要介護者	● 通所介護(デイサービス) ● 通所リハビリテーション(デイケア) ● 訪問介護(ホームヘルプ) ● 訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導 ● 福祉用具貸与 ● 福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給 ● 短期入所生活／療養介護(ショートステイ) ● 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなどにおける介護)	● 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) ● 介護老人保健施設(老人保健施設) ● 介護医療院	● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ● 認知症対応型通所介護 ● 小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(小規模特別養護老人ホーム) ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 看護小規模多機能型居宅介護 ● 地域密着型通所介護
要支援者	● 介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます(一部利用できないサービスあり)	● 要支援者は施設入所できません	● 介護状態になることを予防する目的で、要介護者と同様のサービスを受けることができます(一部利用できないサービスあり)

介護予防・日常生活支援総合事業

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-0513

介護予防給付(要支援の人に対するサービス)のうち訪問介護(ホームヘルプサービス)と通所介護(デイサービス)を総合事業に移行し、市のサービス(介護予防・生活支援サービス事業)として実施しています。

介護予防・生活支援サービス事業は、事業対象者(25項目の基本チェックリストに該当し、生活機能が低下した人)または要支援1・2の判定を受けた人が利用できます。

また、65歳以上の全ての高齢者を対象として、一般介護予防事業を実施しています。

介護予防・日常生活支援総合事業	
介護予防・生活支援サービス事業	一般介護予防事業
従来の介護予防給付と同様のサービスに加え、「時間短縮・緩和型」「住民主体型」「短期集中自立支援型」など、利用者の状態に応じて必要なサービスが提供されます。	大東元気でまっせ体操やふれあいデイハウスなどに参加し、介護予防・健康づくりに取り組みます。

大東市地域包括支援センター

🔍 高齢介護室 高齢支援グループ ☎870-9065

地域包括支援センターは高齢者の皆さんの健康、医療、福祉、生活などの総合的な相談を受け、福祉・医療の専門職が必要な支援を行う機関です。専門職が電話・訪問・来所等で相談に対応するとともに、テレビ電話を設置し相談に応じています。お気軽にご相談ください。

▶ 大東市地域包括支援センター

深野3丁目28番3号アクティブスクウェア・大東 302号室

☎800-5374 FAX:800-5375

業務時間:午前9時～午後5時30分 月～土



① 東部	野崎3丁目2番18号	業務時間 9:00～17:30 月～金
② 西部	諸福1丁目13番9号	
③ 南部	谷川2丁目7番10号	
④ 北部	深野3丁目1番1号 野崎徳洲会サービス付き 高齢者向け住宅1階	業務時間 9:00～17:00 月～金
⑤ 市役所 高齢介護室	谷川1丁目1番1号 西別館2階	業務時間 9:00～17:30 月～金
⑥ 市民体育館	寺川1丁目20番20号	
⑦ 三箇高齢者 交流センター	三箇4丁目1番5号 三箇高齢者交流センター2階	業務時間 9:00～12:00 13:00～17:00 水曜日以外の平日
⑧ まなび北新	北新町3番101号	業務時間 10:00～17:30 火曜日以外の平日

国民年金制度

🔍 保険年金課 年金グループ ☎870-9654

国民年金は、みんなが加入し、老後やいざというときに、みんなで助け合う制度で、国が責任を持って運営しています。加入者は次のとおりです。

また、加入届や免除申請に必要なものは事前にお問い合わせください。

▶ 第1号被保険者

厚生年金や共済組合に加入していない自営業者・農林漁業者・自由業者とその家族・学生で20歳以上60歳未満の人

▶ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員を含む）や共済組合の加入者

▶ 第3号被保険者

厚生年金保険（船員を含む）や共済組合の加入者に扶養されている配偶者（サラリーマンの妻など）で20歳以上60歳未満の人（該当した場合は、配偶者の事業所を通じて届け出が必要です）

▶ 任意加入被保険者（希望すれば加入できます）

過去に国民年金に加入しなかった期間や保険料を納め忘れている期間、免除されている期間があるため満額の老齢基礎年金が受けられない人や、年金を受けるために必要な期間（保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合わせて原則として10年以上必要）を満たしていない人などは、申し出により任意加入することができます。

◆保険料

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めることになっています。保険料は年齢、性別、所得に関係なく全国一律です。

▶ 定額保険料

保険料は定額制で1か月17,510円（令和7年度）

▶ 付加保険料

定額保険料に付加保険料（1か月400円）を加えて納めることにより、将来の老齢基礎年金の額を多く受け取ることができます。

▶ 割引前納制度

将来の一定期間をまとめて納めると割引引きされます。保険料を未納のままにしておくと年金を受給するための必要期間を満たすことができなくなる場合があります。

◆保険料は安心+便利=口座振替で

口座振替なら、一度手続きをすると指定の口座から自動的に引き落とされるので、金融機関に出向く手間も省け、納め忘れも防げます。大切な年金を、将来確実に受けるための強い味方です。

手続きは、預（貯）金口座のある金融機関や郵便局で行ってください。

◆免除と追納

▶ 法定免除

生活保護法による生活扶助、障害年金などを受けている人が対象です。

▶ 申請免除

収入が少ない、失業したなどの理由で納付が困難な人が対象です。国が定める免除基準があります。

▶ 追納

免除を受けた期間の年金額は減額されますので、生活に余裕ができたときに10年以内であれば、さかのぼって納付することができます。

▶ 学生納付特例制度

学生本人の所得が一定額以下であれば、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

▶ 納付猶予制度

50歳未満の被保険者で、本人と配偶者の所得が一定額以下であれば、申請することにより保険料の納付が猶予されます。学生納付特例・若年者納付猶予を受けた期間は、老齢や障害、遺族基礎年金を受けるために必要な資格期間に含まれますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません。なお、一般の免除と同様に追納ができます。

◆産前産後期間の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の保険料が免除されます。

◆現在年金を受けている人、こんなときには届け出を

- 年金の受け取り方法を変えたいとき
- 年金証書をなくしたり汚したりしたとき
- 年金の受給者が亡くなったとき

※届出先が年金事務所の場合もありますので、事前にお問い合わせください

▶ こんな年金が受けられます

年金の種類	こんなとき	受けられる資格	請求に必要なもの
老齢基礎年金	国民年金に加入して受給資格期間を満たした人が65歳になったとき	原則として、保険料を納めた期間と免除された期間および合算対象期間を合わせて10年以上ある人が、65歳になったときに支給されます	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
障害基礎年金	国民年金加入中に初診日があり年金法で定めた1・2級の障害の状態になったとき	(1) 初診日が被保険者期間中であること。ただし、60歳以上65歳未満の期間中に初診日がある人は、被保険者期間中であってもよい (2) 障害認定日などにおいて、政令で定める一定程度の障害の状態にあること (3) 一定の保険料納付要件を満たしていること。ただし、被保険者でない20歳前の初診日の傷病により障害の状態になった人は、保険料納付要件は問われません	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・所定の診断書・申立書・受診状況証明書・金融機関の通帳
遺族基礎年金	国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したとき	(1) 死亡した人によって生計を維持されていた子(18歳到達日以後の最初の3月31日までの間にある子または、20歳未満で1・2級の障害の状態にある子)のある人または子に支給されます (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること	基礎年金番号通知書または年金手帳・死亡診断書・戸籍謄本・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
寡婦年金	老齢基礎年金の資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡したとき	(1) 10年以上の継続していた婚姻関係がある妻 (2) 一定の保険料納付要件を満たしていること (3) 夫によって生計を維持されていたこと (4) 夫が障害基礎年金または老齢基礎年金を受けたことがないこと	基礎年金番号通知書または年金手帳・死亡診断書・戸籍謄本・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・金融機関の通帳
死亡一時金	第1号被保険者として保険料納付済期間が3年以上ある人が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないで死亡したとき	死亡したときに生計を同一にしていた遺族(配偶者、子など)。ただし、遺族基礎年金・寡婦年金を受けるときは、支給されません	基礎年金番号通知書または年金手帳・マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類・戸籍謄本・金融機関の通帳

※請求の際には、ほかにも必要な書類がある場合もありますので、事前によく確認の上、手続きを行ってください

後期高齢者医療制度

❓ 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎870-9629

75歳以上(65歳以上で一定の障害があると認定された人で希望者)になると、「後期高齢者医療制度」で医療機関にかかることになります。

◆受診時の自己負担割合

自己負担割合は所得に応じて1～3割となり、資格確認書等に記載しています。

◆後期高齢者医療保険料

保険料は世帯単位ではなく、被保険者一人ひとりが納めることになります。

納付方法は次の2種類があります。納付方法によって納付回数異なりますが、納付する保険料の年額は同じです。

▶ 特別徴収

原則として、年額18万円以上の年金受給者は年金からの天引きで保険料を納めていただきます。毎年度4月から翌年2月までの6回の年金支給の際に保険料を天引きします。特別徴収は6月、8月、10月から開始されることもあり、この場合は特別徴収開始月から翌年2月までの年金支給月の回数で年間の保険料を納めていただきます。

年金額が年額18万円以上であっても、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える人や、そのほか事情のある人は普通徴収となります。

▶ 普通徴収

特別徴収の対象とならない人は、納付書や口座振替などで保険料を納めていただきます。普通徴収の納期は毎年7月から翌年3月までの9回です。

後期高齢者医療保険料を口座振替で納めていただくには、後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険料などを口座振替で納めていただいていた場合も別途、金融機関で手続きが必要です。

◆広域連合との役割分担

後期高齢者医療制度の事務は、各都道府県の広域連合と市区町村が連携して行います。基本的な役割分担は次のとおりです。

▶ 広域連合…制度の運営

1. 被保険者の資格認定・管理
2. 保険料の決定
3. 医療給付
4. 保健事業(健診など)

▶ 市区町村…窓口業務

1. 保険料の徴収
2. 資格確認書等の引き渡し
3. 各種届け出・申請の受付